

## 中農高利活用の具体策は検討されているか

東海林 繁幸

**問** ①6月定例会で12月中に結論を出すかと答弁されていますが、その後の具体的な取組みを伺います。

②医療系、福祉系の専門職養成学校、養護学校、刑務所等の誘致等、町民からいろいろな意見があげられていますが、利活用推進協議会で検討や調査活動は行われていますか。

**問** ①利活用の原則は、中農高がなくなることにより地域の経済低下、人口減、若年層の減を補うべく「新たなモノ」を見つけていることにあると思います。

いまある天北厚生園の移転を中心に考えたのではなく、望ましい企業、施設と呼びかけるなど、積極的な行動をとるべきではありませんか。

**答**

①この間、厚生園のグループホーム等の開設や移転先に関する検討・道有財産処分等の取扱いに関する道への要望、その他情報収集活動を主にを行い、利活用推進協議会は開催していません。天北厚生園のグループホームや移転の検討を踏まえ年内に利用計画をまとめるよう努めます。

②町民からの利用提案は1件のみですが、提案は無くてもその都度調査に努めます。農業以外の各種学校、刑務所等の利用に関しては調査していません。

(小林総務課参事)

**答** 廃校が地域に及ぼすデメリットを防ぐために検討してきましたが、地域再生という方向性に変わりはありません。

(小林総務課参事)

天北厚生園が同校を利用するとしても様々なルールがあり、道との協議を経なければスムーズに進む環境にはないことをご理解願います。

(野邑町長)



閉校が迫る農業高校

## 障害者自立支援法と天北厚生園への対応は

東海林 繁幸

**問** ①町の障害福祉計画では、天北厚生園を出て、グループホームなどへの社会生活移行者を20名としています。その数が増えた場合はどのように対応しますか。

②グループホーム利用者の多くは、天北厚生園に通園し作業訓練を受けることになると思いますが、受け皿となる同園の訓練機能は十分確保されていますか。

**答** ①平成22年に新法(障害者自立支援法)に移行する予定で、利用者の障害区分認定は今年度中に仮認定調査を行い、区分3以下の数が試算できると思っています。障害福祉計画より増えた場合は、グループホームなどの施設の定員増で対応したいと思います。

②天北厚生園では、グループホームなどの利用者に新たな事業の実施は難しく、既存の作業訓練等の規模拡大などで対応していくことになると思っています。

(奥村保健福祉課長)

**答** 同園から出て、グループホームなどに入った障がい者に町内外の就労の場を確保するため、町としても最大限の努力をしていきたいと思えます。

(野邑町長)

# 後期高齢者医療制度の出張説明を

本多夕紀江



**答**

(1) ① 75才以上の全員と障害(寝たきり等)のある65才以上の人が対象になります。保険料は、年金月額15000円以上の人は年金から天引きされ、それ以下の人は普通徴収となります。滞納すると保険証の返還、資格証明書が発行されますが、町として援助はできません。② 一般所得者一割、現役並所得者は三割の窓口負担で、現行制度と同様の医療が受けられます。③ 懇話会や運営協議会を設置の予定と聞いています。④ 文書やホームページばかりでなく直接現場へ出向いての説明を検討したいと思います。

(2) 65～74才は国保税の年金天引きが可能になります。滞納に繋がらないよう、納めるものは手元に入る前に納めた方がよいと考えます。

(3) 検診は国保事業として実施され、広域連合が町に委託して、75才以上の人もこれまで通り受診できます。検診内容は、糖尿病等、生活習慣病の人や予備軍を抽出して保健指導を行うこととなります。

(奥村保健福祉課長)

**問**

(1) ① 後期高齢者医療制度の加入対象と保険料を伺います。② 窓口負担と受けられる医療水準は？③ 広域連合に対して住民の意見を反映できる仕組みを設けるよう要望すべきではありませんか。④ 町民への制度説明を工夫すべきではありませんか。

(2) 75才未満の人は現行制度とどう変わりますか。

(3) 町の検診制度がなくなりますか、その後はどうなりますか。

# 鍾乳洞は有料化して活用すべき

柳澤雅宏

**答**

1 整備が完了した鍾乳洞エリアは、将来に渡って保護、保存し、町民利用、及び都市住民の受け入れの充実を図ります。

2 シバザクラの密生度を保つため、育苗場所の確保を図りながらボラントイアの募集も検討します。

3 希少野生動物植物の存在が整備前の調査で確認されており、これらのデータを活用し、付加価値を高めていきます。

4 4月から8月末まで45429円の募金があり、現行の指定管理料が上回ることはないように有料化すべきと考えます。

(柴田産業建設課長)

**問**

鍾乳洞は、観光施設として位置付けられ、今後、ソフト面(パンフレット、看板等)を予算の組める範囲で整備し、有料化を進める必要があります。

(野邑町長)

**問** 中頓別鍾乳洞のエリア内の整備が前年度で完了しましたが、今後の施設維持や運営について伺います。

1 今後の保全と利用について基本的な考えを伺います。

2 シバザクラの管理体制の対応について伺います。

3 観光施設としての付加価値を高める対応策について伺います。

4 緑化募金箱の効果と管理費捻出のため有料化する考えは？

## みなさんの町政です 議会を傍聴しましょう

議会は、みなさんの暮らしに直結する税や福祉などの身近な問題を議論する大切な「しゃべり場」です。議会では、議会だよりで必要な情報の提供に努めていますが、町政の動きを定例会や各種委員会を実際に傍聴し、自らの目と耳で知ることが大切です。

次の定例会は、12月に開かれますので、町民のみなさまには、議場または役場、町民センターに設置された大型テレビで傍聴されますようお願い致します。

議会日程や傍聴の方法、請願手続きなどのお問合せは、お気軽に(電話6～2244・議会事務局)へ。

## 議員だより ～私の思い～

この新コーナーでは、それぞれの議員が町づくりや政治課題などについて意見や思いを綴ります。毎号2名の議員がこのコーナーに登場します。8議員の提言・苦言・呟きにご期待を！



食欲の秋・食を見直す秋

### 森林に期待 町づくりの可能性

10月はじめの三連休、NPO法人中頓別森林療法研究会と中頓別町観光協会の共催による「森林療法モニターツアー」が行われ、札幌や倶知安等、都市からの参加者が中頓別町を訪れました。

私もスタッフとして現場に関わる中で、都市からの参加者（お客様）の目線を通して、改めて地域の魅力を発見することができました。

コクワの樹を揺さぶり、落ちてくる実に「子供時代に戻ったようだ！」とはしゃぐお父さん。

星空の輝きのため息をつき「これが天の川…生まれてはじめて見た！」と驚くお母さん。

ミズナラの巨木に背を預け「木の持つ元気を分けてもらおう」と喜ぶおばあちゃん。

いくらでも見つかるキノコに「こんな地域があるんだ…」と不思議がる女性たち。

ツアーの最終日、住友院長と一緒に敏音知岳登山道を降りてきた参加者の顔は、とてもにこやかに満足そうでした。

中頓別の森や身近な自然には、都市住民を驚かせ、楽しませ、笑顔を取り戻す力がありました。

「中頓別の森林療法」が、町づくりの骨となることを期待し、これからもサポートしていこうと思っています。

（綴人：西原 央騎）



森の癒しとは？

### 地産と地消を近づける工夫を

実りの秋、食欲の秋には、食へのこだわりが強くなる。

生産者と消費者の距離が遠くなると、鮮度だけではない、安全と安心を失ってしまうことを証明したのが昨今の輸入食品騒動だ。

昨日まで、おいしい、体にいいと思って食べていたのに、「表示は国産、実は〇国産」と偽装が発覚した途端に後味が悪くなる。

外国産の食品があたり前のようにになっているが、やはり「地産地消」が基本である。

地元で完全自給が無理なら、せめて道内産→国内産の順に食べていきたい。

わが国の食糧自給率が40%を切ったと聞かされた後で、農産物の輸入拡大（日豪FTA）交渉とは、この国の農政を疑う。

いまや大豆の自給率は数%、中でも国産大豆は貴重品。和食に欠かせない大豆が消えれば、長年先祖から受け継いできた伝統食の味わいを失うことになる。

外国産食品が増えていくことに漠然とした危機感を抱いている人は多い。

それでも、国産農産物が国際競争の犠牲にされている実感が伝わってこないのは、私たち自身が本物の味を忘れかけているからではないか。

そこで、中頓別で大豆を栽培し、豆腐、みそ、納豆、しょう油などの加工、つまり「地まかない」をしてみてもどうか。幸い豆腐屋さんもある。

栽培から加工販売まで、みんなが得意な分野で労力を提供して、いくばくかの労賃をもらう「産」と「消」をつなぐ工夫が必要だ。

この際だから、ピンネ納豆、マツネ豆腐でどうだろう。

値段は外国産使用にかなわなくても、滋味あふれる豊かな食感が、こどもたちの舌に忘れられない味覚となって刻まれるはずだ。

結論、いまの政府は、無益な国際競争と見当違いの国際貢献を進めているように思える。

自国の農林漁業をしっかり守れない政治は、やがて国民にひもじさをもたらすだろう。

大都市と大企業優先の政治は、もう賞味期限が過ぎている。偽装食品同様、早々に廃棄処分と願いたい。

（綴人：本多 夕紀江）





## 歳出総額57億1千3百万円 平成18年度決算を認定

決算審査は、議会が決定した予算が適正に執行されているかどうかを審査するとともに、住民に代わって行政効果を検証するものです。

第3回定例会では、全議員で構成する「決算審査特別委員会」（西原中央騎委員長）が設置され、本会議休会中に平成18年度各会計決算を集中審査。一般会計をはじめとする9会計すべてが認定されました。

認定にあたって、「地方財政健全化法」の適用前に財政を健全化する必要性など6点の意見が付されました。

### 実質公債費比率26.5%に上昇 地方財政健全化法に備え財政規律の強化を！

#### 決算審査のあらまし

一般会計はじめ、全9会計の歳出総額で57億1千3百万円にのぼる平成18年度決算が認定されました。

野邑町長は、総括説明の中で、財政調整基金ほか16基金の残高が17年度末に比べ6千9百万円減り、17億4千8百万円になったこと、公債費の借入残高は、4億6千万円あまり減ったものの、101億8千7百万円と依然として高い水準にあることを報告しました。

全会計決算の総額（表1）は、歳入で、57億1千9百万円となり、歳出との差引残高は、6億40百万円となりました。

このうち国保病院会計（収益的収支）は、5年連続の赤字決算となり、累積欠損金は、2億9千万円に達しています。

財務指数（表2）を見ると、財政基盤の強さを示す財政力指数がわずかに上昇しているものの、今後の財政健全化のためやすとなる実質公債費比率（3カ年平均）は、26.5%で前年度に比べ0.5ポイント上昇しています。

経常収支比率をはじめとするこれらの指数は、軒並み高い水準にあり、中でも償還のピークを迎えている公債費にかかるとの指数が、財政運営上の警戒ラインを超え、危険ラインに達しています。

また、昨年6月に成立した「地方公共

団体の財政の健全化に関する法律」（地方財政健全化法）により、平成20年度決算から財政の健全度を見極める4指標

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）が導入されます。

4指標のうちすべてに早期健全化基準を設け、一つでも基準を超えた場合は、「健全化団体」として健全化計画の策定と公認会計士等による外部監査が義務付けられることとなります。

将来負担比率を除く3指標のいずれかで基準値を超えると「財政再生団体」となります。この段階に至れば、再生計画を策定し、赤字の早期解消が求められます。再生期間中の予算編成や事業執行などは、総務省や道の監督下に置かれることとなります。

早期健全化基準と財政再生基準は、今年中に政令で示されますが、「第二の夕張」とならないようあらかじめこれらの比率の算定・報告を行い、住民や議会のチェックを受けることが重要になります。決算審査特別委員会では、財政悪化について、議会の責任を痛感しつつ、次の意見を付して、各会計決算を認定しました。

#### 「決算認定で付された意見」

①公営住宅使用料の時効制度の適用が適切か早急に検討すること。

保証人がいない公営住宅があるので、一定の期限をもって保証人契約を改定すること。

②地方財政健全化法により、公営企業を含むすべての会計が連結決算されるため、国保病院事業では、会計基準の確立とともに、本年度中にできるだけ含み損を引き出し、適正な財政状態にすること。

とくに、固定資産台帳と財務諸表の固定資産の数字が乖離（かいり）していることを本年度中に是正すること。

③水道使用料の時効制度の適用について適切に対処すること。

④下水道使用料の時効制度の適用について適切に対処すること。

⑤歳入について、滞納の長期化を防ぐため、滞納整理マニュアル（要綱）などを作成し、滞納者への徴収姿勢と対処方法を明確にすること。

⑥地方財政健全化法の目的は、議会、住民によるチェックという自治本来の機能を発揮し、地方公共団体の財政規律の強化を図ることにあり、監査の役割が非常に重要になるので、体制強化に取り組むこと。